Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-24

柳川隆・高橋裕・大内伸哉編『エコノリーガル・スタディーズのすすめ-社会を見通す法学と経済学の複眼思考-』

村松, 幹二

(Citation)
国民経済雑誌,213(1):99-102

(Issue Date)
2016-01

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/E0040700

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0040700

柳川隆・高橋裕・大内伸哉編
『エコノリーガル・スタディーズのすすめ
―社会を見通す法学と経済学の複眼思考―』

村　松　幹　二

国民経済雑誌　第 213 巻　第 1 号　抜刷
平 成 28 年 1 月

書　　評

柳川隆・高橋裕・大内伸哉編
『エコノリーガル・スタディーズのすすめ
―社会を見通す法学と経済学の複眼思考―』

有斐閣，初版，2014年，326ページ

本書は，社会のさまざまな解決すべき問題を見通す手段として，法学と経済学の「複眼思考」を身につけるためのガイドブックである。

多くの法学部生は経済学の授業をいくつか履修し，多くの経済学部生も法学の授業をいくつか履修する。だが，それぞれ扱うテーマも，分析の目的や手法も異なるため，それだけで「複眼思考」が身につくとは考えにくい。そこで本書では各章で同一のテーマを法学，経済学の両面から論じている。しかし，同じ社会問題を法学，経済学の両面から考える場合でも，アプローチが異なる。

たとえば，空港の騒音公害について考える場合，空港関係者（航空会社，空港管理会社など），空港利用者，付近住民など多くの利害関係者を考慮する必要がある。この問題を考える際，経済学ではまず空港サービスの供給者（空港関係者）と需要者（空港の利用者）を当事者とする市場を考えたうえで，第三者への被害を追加的に考慮する。一方，法学では原告（騒音被害者）と被告（空港関係者）を当事者とする訴訟を考え，第三者である空港利用者の便益については被告の提出した裁判資料から考える。法学，経済学ともに利害関係者全員について考慮するとしても，ベースとなる分析の枠組みが異なっているため，異なる結論が出ても，それを比較検討することは難しい。

このため本書では，それぞれの分析の枠組み－空港の例では，「市場」や「訴訟」－を列挙するのではなく，その背後にある法学的な思考と経済学的な思考の基本に焦点を合わせ，その共通点と相違点を示すことで，読者が「複眼思考」を体感できる解説がなされている。

序章では，市場の機能不全を例に，法学と経済学の思考の共通点，相違点が示されている。自由な市場を重視し尊重する姿勢は，法学，経済学に共通する。しかし間接的，長期的影響も考慮し，経済全体の「効率」と「公平」を重視する経済学は，市場の機能を有効に働かせる手段として立法を考えることが多いのに対し，「具体的な取引をめぐる正義」を重視する法学（法解釈学）は，市場の機能不全に対するセーフティーネットとしての法の役割を考えることが多い。このとき経済学における「効率」と「公平」は主として経済的な幸福を想定しているが，法学における「自由」と「平等」は精神的自由や形式的平等など非経済的な領域が占める比重が大きい。また，経済学では，損得，コストの判断を間違えない「合理的」な経済人を想定した分析が多いが，法学はそのような主体を想定しているわけではない。さらに経済学では，政府は国民の福祉向上を目指す博愛的統治者であると想定し，あるべき政策を考えることが多いが，法学では，政府が市民の権利を侵害する可能性を意識し，いかに政治をコントロールするかという点を考える。

これらの共通点，相違点を示したあと，各章ではそれぞれの法分野に関して，法制度を説明し，経済学の視点から見た機能を解説している。そのなかで法制度の背後にある法学的思考と，経済学的分析の背後にある経済学的思考とが対比され，その共通点，相違点が示されている。

第 1 章は，知的財産法について，無体物としての知的財産の特徴からその法制度を説明し，知識の公共財的性質（同時に多くの人が利用可能であること，他人の利用を排除しにくいこと）から，特許制度と著作権制度の機能を分析している。特許制度の目的は，知識という無形の財に対して人為的に独占権を付与することで，発明を保護し，研究開発のインセンティブを高めることと，出願公開制度により発明の公開を促し，産業の発展に寄与することである。実証分析もいくつか紹介されており，プロダクト・イノベーションの専有可能性を保護する手段として，特許，企業秘密，生産設備や製造ノウハウの保有・管理を比較し，特許には一定の効果があるものの，完全な保護手段ではなく，業種によってその意義は異なることなどが紹介されている。このように制度目的にてらして，現在の法制度がどの程度機能しているかを理論的・実証的に政策評価することの重要性を示しているといえよう。

第 2 章は，会社法の課題を，株主，取締役，債権者などの会社関係者間の利害を合理的に調整するルールを提供することとしたうえで，取締役と会社との利益相反と少数株主の保護について，近年の変化を踏まえ，会社法上の根拠と経済学的に見た意義を丁寧に論じている。そこでは事後的な公正さを重視した伝統的な会社法学の議論が，事前の効率性の観点からも正当化される面が多く，経済学の視点から見ることで，会社法の意義をより理解できることが示されている。また，より実践的に複眼思考を用いるには「公正」の具体的な内容を突き詰めて考え，「効率性」についても，どの時点でのものなのかを考えることの重要性が指摘されている。

第 3 章は，独占禁止法のなかでも，再販価格維持と抱き合わせ販売の問題を取り上げ，議論の背後にある法学的思考と経済学的思考の違いを浮き彫りにしている。独占禁止法の目的は，公正かつ自由な競争の促進である。再販価格維持行為は独占禁止法の目的から原則違法とされているが，小売店が独占力を持つ場合には，メーカーが小売価格を抑えることもあり，また同一価格で売ることで商品説明や品揃えなど小売店間の非価格競争を促進し消費者の利益につながることも考えられる。経済学では，効率性の観点から，これらの場合には再販価格維持を認めてもよいという議論がある。これに対し法学では，小売店の価格の自己決定権を重視している。ここでは効率性と選択の自由という，重視する価値の違いが示されている。それらの重要性を一概には比較できないが，このような違いを理解したうえで議論を進めることが重要であろう。

第 4 章は，労働法のなかでも，最低賃金と解雇規制について，法制度の目的を示したうえで，経済学の視点から問題点を指摘している。最低賃金法は，労働条件の改善，労働者の生活の安定，労働力の質的向上，事業の公正な競争の確保などを目的としており，生活保護との逆転現象を解消するために，近年引上げが続いている。これに対し経済学の視点から，最低賃金の引上げは最低賃金付近の労働者の雇用を減らすこと，最低賃金付近にいる労働者には女性や若年のパート・アルバイトが多く，年収500万円以上の世帯に属する非世帯主が過半数を占めるため貧困対策としての有効性には疑問があることなどが紹介されている。同様に解雇規制は，現在雇用されている者の安定に

つながるが，同時に失業の長期化につながることや，規制による保護の度合いの違いにより非正社員を増加させる可能性などが論じられている。これらは，当事者（企業と労働者）の関係での正義の実現の重視か，労働市場全体での効率性や正義の重視かの違いであり，また労働法に，市場の失敗の補正のみならず，再分配機能を持たせるべきか，という違いであると指摘されている。

ただし，マクロ経済学の視点からは，労働力の質的向上が経済成長につながるとの主張もあり，これらの問題については，複眼思考によるさらなる議論が必要であると考える。

第 5 章は，年金保険や医療・介護保険，生活保護などの社会保障制度に関し，その機能や問題点，改善案を経済学的に論じている。社会保障は，自分の責任に帰すことのできない理由によって発生するさまざまな経済的リスクを分散，軽減し，それにより最低限度の生活を営む権利，生存権を保障することが役割である。その機能を分析する際の経済学的視点の特徴は，効率性を重視する点であるが，同時に経済学は所得移転に関する公平性も重視している。法学的視点からは制度の公平性が重視されており，この意味で両者の親和性は高い。しかし問題へのアプローチが異なるため，複眼的なアプローチが有益であることが示されている。

第 6 章は，契約法のなかでも，日本法とイングランド法との契約違反に対する救済方法の違いについて，背後にある法学的思考の違いを解説し，経済学的視点から比較分析している。売買契約において，売主が目的物を期日までに引き渡さない場合，日本法では，買主は引き渡しを求める履行請求が原則であるが，イングランド法では，買主は損害賠償請求をするとともに，第三者から代替品を調達することで損害の拡大を回避する義務（代替取引義務）を負う。日本法は契約の拘束力を重視するのに対し，イングランド法は契約による相互的な利益を重視し，契約違反が生じた状況では，お互いの損害を軽減するよう行動すべきであるという考え方から正当化されうる。このようなイングランド法の救済方法は，代替品の調達が可能な財については，効率性の観点からは長所がありうる。しかし，法律の行為規範としての意義も重要であり，正義感になじむものでなければ社会を規律できない。また訴訟の費用や心理的負担も考慮する必要がある。このため明確な結論を導き出せないとしても，このような比較分析は，法制度の意義の理解を深めることを示している。

第 7 章は，不法行為に関する損害賠償制度についての法学的思考と経済学的思考を対比している。法学では，事後（加害行為発生後）の個別・具体的な紛争の解決が重視され，従来から，不法行為法の主たる目的は被害者の救済であるとされている。経済学では，不法行為法の機能を重視し，被害者の救済機能，加害者への制裁機能，所得再分配機能，加害行為の抑止機能，リスク配分機能の視点から分析されている。また，過失責任ルールについて法学的根拠と抑止機能の両面から解説し，製造物責任法などの無過失責任ルールについても法学的根拠と，所得再分配機能，リスク配分機能からその正当性を論じており，法の役割の理解における複眼思考の重要性が示されている。

第 8 章は，ごみ・リサイクル問題，景観問題という社会問題の解決方法について法学，経済学それぞれのアプローチから論じている。容器包装リサイクル法，家電リサイクル法，自動車リサイクル法はそれぞれ回収・リサイクルの実施責任，支払責任，支払時期が異なる。これらの法制度の運用と法改正時の議論を経済学の観点から評価し，その合理性を示している。

景観には，公共財的性質があり，そのままでは維持が困難である。このため，都市計画や地区計

画によって維持が図られている。利害関係が広範囲に及ぶため，権利を設定したうえでの私的交渉による解決が難しい場合もある。そのような場合，建築主，周辺住民，行政の三者による協議型まちづくりにより，改善される可能性がある。また，これらの政策の実施には，インセンティブに配慮し，費用と便益の双方を考えることが重要であると指摘している。

ここまで，各章で示された法学と経済学の複眼思考による議論を見てきたが，ここで本書が作られるきっかけとなった授業について紹介したい。神戸大学では法学部と経済学部が共同で，各学部から約30名の学生を選抜し，同じクラスで法学と経済学を一緒に学ぶ法経連携専門教育プログラムを開設した。本書は，そのプログラムのなかのひとつであるオムニバス授業の成果をまとめたものである。その授業には計20名もの法学者と経済学者が携わり，毎回法学者と経済学者が教室の前に立ち，学生の前で順にそれぞれの考え方を示しながら，やりとりしてきた。

大学の文系学部の再編が話題になり，また学際的研究の必要性も唱えられているが，これほど積極的な形で学問領域の融合を目指した授業は，たいへん貴重な取り組みであり，今後の文系教育，社会科学教育のあり方のひとつの方向性を示している。

最後に，本書で示された法学と経済学との連携の今後の発展について，いくつか希望を述べたい。

ひとつは法学相互の連携である。本書は各法分野に関して，法学者と経済学者が連携し分析を行っているが，たとえば公害・環境問題の改善を考える場合，刑罰，行政，損害賠償，課税，排出権取引，保険など複数の法分野にまたがる手段を複合的に用いる必要があり，そのためには経済学による手段の効率性の比較とともに，各法分野の連携が必要である。

また，経済学においても相互の連携が必要である。ミクロ経済学は，経済社会の普遍的な構造，関係性を見出そうとする傾向が強く，一方，マクロ経済学は，経済社会の発展，変化の要因を捉えようとしている。法律の多くは，その基本的構造が安定的であり，このため本書で紹介されている経済学的思考の多くは，ミクロ経済学的なものである。しかし，知的財産法，労働法，社会保障法，環境法などの政策的な法分野においては，その政策が経済社会の発展，変化にどのように影響するかというマクロ経済学的視点も重要である。

さらに，法学，経済学以外の社会科学との連携にも期待したい。たとえば企業不祥事，企業犯罪を考える場合には，会社法，独禁法，行政法，刑法などの各法分野の知見とともに，経済学のみならず，経営学，会計学，社会学，心理学などの知見も必要であろう。

本書で示された「法学と経済学の両方の知見を活かして社会を見通し，さまざまな問題の解決につなげる」という複眼思考は，一読しただけで身につくものではない。それは読者が本書で体感した複眼思考を用いて，現実の社会問題を議論し，解決のために実践していくなかで形成されていくであろう。本書は，そのための事例集であり，手引書である。読者の今後の実践に期待したい。

（村松幹二）